

各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長
(学 校 企 画 課)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学年を絞った出校停止について（通知）

現在、島根県内において新型コロナウイルス感染症の感染急拡大は脱した状況にありますが、連日50人以上の感染者が確認されております。

こうした中であって、松江市、雲南市においては直近1週間のうちに、学校及び児童福祉施設においてクラスターが発生していることに加え、松江市においては広範囲で、雲南市においては三刀屋町・木次町の学校等で感染者が確認されております。

オミクロン株の特性を踏まえると、家庭内感染を通じた、このエリアでの更なる感染拡大の恐れがあることから、知事より、松江市及び雲南市（木次・三刀屋地区）に所在する県立高等学校を対象に、1年生及び2年生の出校停止を実施するよう要請があり、下記のとおり、出校停止を実施することを決定いたしましたので、適切に対応いただくようお願いします。

なお、特別支援学校及びその他の市町村に所在する高等学校については、出校停止は行いませんが、令和4年1月18日付け「学校等における感染症対策の徹底等について（通知）」や「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン【高等学校版】（令和3年12月13日時点）」などに基づき、引き続き、感染防止対策に万全を期していただくようお願いします。

記

1. 出校停止をする高等学校

松江北高校、松江南高校、松江東高校、松江工業高校、松江商業高校、松江農林高校、
宍道高校、三刀屋高校（本校のみ）
(以上8校)

2. 出校停止をする学年

1年生及び2年生

※3年生（定時制・通信制は、卒業年次生）については、最終学年であること、
入試・就職活動があることから対象外とする。

3. 出校停止をする期間

2月26日（土）から3月6日（日）まで（9日間）

4. 出校停止に関する留意事項

- ① 生徒に対しては、出校停止期間中、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすとともに、自宅においても咳エチケットや手洗い等の感染防止対策を徹底することを指導する。
- ② 出校停止期間中における生徒の生活指導及び学習指導等については、「県立学校運営ガイドライン」に基づき、ICTを活用するなどにより、可能な限りの措置を講じる。
- ③ 部活動は、通常の活動及び練習試合等は全面禁止とする。また、大会等参加については、令和4年2月21日付島教保第328号通知の「4. 大会等参加」の考え方と同様とする。
- ④ 進路保障のための資格取得試験や検定等に関する対応は、実施して差し支えない。
- ⑤ 卒業式等の学校行事については、感染防止対策を徹底して実施する。
- ⑥ 島根県公立高等学校入学者選抜の学力検査・面接試験（令和4年3月3日・4日）は、予定どおり実施する。
- ⑦ 寄宿舎生については、希望に応じて帰省させてよい。県外生の場合は、特に移動中等における感染防止対策を徹底し、帰寮時は令和3年12月6日付け島教企第944号「県外出身の寄宿舎生の冬期休業中の帰省及び帰寮にあたっての対応について（通知）」と同様の対応とする。